

定時償還第3回公営企業債券
発行要項

1. 債券の名称 定時償還第3回公営企業債券
2. 債券の総額 金100億円
3. 各債券の金額 1,000万円及び1億円の2種とする。
4. 債券の形式 無記名式利札付に限るものとし、その分割又は併合はしない。
5. 利率 年2.01パーセント
6. 発行価額 額面100円につき金100円
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期日
 - (1) 本債券の元金は、平成21年9月24日を第1回の償還すべき日(以下「償還期日」という。)として、平成44年3月24日(以下「最終償還期日」という。)までの間、毎年3月24日及び9月24日の2回を償還期日として次号に従って償還する。
 - (2) 各償還期日における元金償還額は、本債券の額面10,000,000円につき金217,000円とする。ただし、最終償還期日における元金償還額は、本債券各々の未償還残高とする。
 - (3) 本債券の元金は、本債券を債券にて保有する者については、本要項第10項により定める元利金支払場所において、本債券の債券の提示を受け、領収書と引き換えにこれを支払う(最終償還期日の場合は、本債券の債券との引き換えによりこれを支払う。)。ただし、当該償還期日の3週間前までに、当該債券を本要項第10項により定める元利金支払場所に預託することを要する。
 - (4) 償還期日又は最終償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (5) 本債券の買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、平成16年9月24日を第1回の支払をすべき日(以下「利払期日」という。)としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月24日及び9月24日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 利払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。
 - (3) 第1回の利払期日において支払うべき利息は、本債券各々の額面金額に本要項第5項により定める利率を乗じ発行日の翌日から平成16年9月24日までの実日数につき半箇年の日割をもって計算した額に、本債券各々の額面金額に本要項第5項により定める利率を乗じ2で除した額を加えて計算する。

- (4) 第2回から第10回までの各利払期日において支払うべき利息は、本債券各々の額面金額に本要項第5項により定める利率を乗じ2で除して計算する。
- (5) 第11回以降の各利払期日において支払うべき利息は、当該利払期日と同日の償還期日における元金の償還が行われる前の本債券各々の未償還残高に本要項第5項により定める利率を乗じ2で除して計算する。
- (6) 最終償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日又は最終償還期日に本債券の償還を怠った場合には、当該償還期日又は当該最終償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき、当該償還がなされなかった金額について本要項第5項により定める利率により計算される金額(以下「経過利息」という。)を支払う。経過利息は、半箇年の日割をもって計算する。
- (7) 本債券各々の利息の計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

10. 元金支払場所

株式会社東京三菱銀行本店及び国内各支店
大和証券エスエムビーシー株式会社本店

11. 担保

本債券の債権者(以下「本債権者」という。)は、公営企業金融公庫法(昭和32年法律第83号。以下「公営公庫法」という。)の定めるところにより、公営企業金融公庫(以下「公庫」という。)の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

12. 募集の受託会社

- (1) 公営公庫法第25条第1項に基づく本債券の募集の受託会社(以下「受託会社」という。)は株式会社東京三菱銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。
- (3) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び公庫と受託会社との間の平成16年5月27日付募集委託契約証書(以下「委託契約」という。)に定める権限及び義務を有する。

13. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公庫が本要項第8項又は第9項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 公庫が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は公庫以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して公庫が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内

にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。

- (3) 法令により、本債券の最終償還期日前に公庫が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
- (4) 公庫に倒産処理手続きに係る法律が適用され、当該法律に基づき、公庫に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。

14. 債券の喪失

- (1) 本債券の債券を喪失した者が、遅滞なく、その種類、記番号、喪失の事由等を公庫に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権判決の確定謄本を添えて請求した場合は、公庫は、代わり債券をその者に交付することができる。
- (2) 本債券の利札を喪失した場合は、代わり利札は交付しない。ただし、前号に準じて公示催告をし、その無効が確定した場合は、利払期日が到来したものに対しては、その利息を支払う。
- (3) 本債券の債券を毀損又は汚染した場合は、その債券を添えて、代わり債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは、喪失の例による。

15. 代わり債券の交付の費用

公庫は、代わり債券を交付する場合は、これに要した実費を徴収する。本債券の登録を抹消し、債券の交付の請求があった場合もまた同様である。

16. 欠缺利札の取扱

本債券の未償還残高全額を償還する場合において、欠けている利払期日未到来の利札があるときは、その利札面金額に相当する金額を償還額から控除する。ただし、その利札の所持人がこれと引き換えに控除金額の支払を請求したときは、公庫は、これに応じなければならない。

17. 公告の方法

公庫又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがある場合を除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される日刊新聞紙に掲載することにより公告する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を公庫に通知した場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

18. 債券原簿の公示

公庫は、その本店に本債券の債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

19. 本要項及び委託契約の公示方法

本要項及び委託契約の謄本は公庫及び受託会社の各本店で営業時間中一般の閲覧に

供する。

20．本要項の変更

- (1) 公庫は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、公庫はその内容を公告する。ただし、公庫と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

21．本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、公庫又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本債券の総額の10分の1以上にあたる本債権者は、その保有する本債券の債券（又は登録内容証明書）を添えて、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。

22．申 込 期 日 平成16年5月27日

23．募 入 方 法 応募超過の場合は、本要項第25項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

24．払 込 期 日 平成16年6月9日

25．引受並びに募集の取扱者

大和証券エスエムビーシー株式会社（代表）

26．登 録 機 関 株式会社東京三菱銀行

27．新 証 券 コ ー ド JP328620A469